

日光川公園整備運営事業

募集要項

令和 7 年 3 月

(令和 7 年 6 月 30 日修正版)

名古屋市緑政土木局

■用語の定義

募集要項等	日光川公園整備運営事業に関する募集要項、各要求水準書、対話実施要領、選定基準書、様式集、各協定・契約書（案）及びそれらに対する質問回答等、公募にあたって本市が公表・提供する一連の資料等の総称のこと。
法人等	法人及びその他の団体の総称のこと。
応募者	本事業に参加しようとする複数の法人等によって構成されるグループのこと。
構成企業	応募者となるグループを構成する法人等のこと。
代表企業	構成企業のうち、応募及び事業（DBを除く）に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等のこと。
優先交渉権者	本事業を実施する事業者として本市と協定・契約を締結するために優先的に交渉する権利を持つグループのこと。
整備運営事業者	本市と基本協定を締結のうえ、日光川公園におけるDB、指定管理業務、設置管理許可施設の管理運営を実施するグループのこと。
DB	日光川公園の設計・建設・工事監理を行う業務のこと。
DBグループ	整備運営事業者のうち、DBを担う複数の構成企業からなるグループのこと。
DBグループ代表構成企業	構成企業のうち、DBに必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等のこと。
DB請負契約	DBの実施にあたって、本市とDBグループが締結する設計・建設・工事監理請負契約のこと。
指定管理者	整備運営事業者のうち、名古屋市議会での議決を経て指定を受け、日光川公園の指定管理業務を担う代表企業又は代表企業を含むグループのこと。
指定管理業務	指定管理にかかる本市との協定に基づき、指定管理料により実施する業務のこと。
指定管理基本協定	指定管理業務の実施にあたり、本市と指定管理者が締結する協定のこと。
自主事業	指定管理料を経費に充てられないが、得た収益を指定管理者の収入とすることのできる、施設の魅力向上や利用促進に資する事業のこと。
次期指定管理者	本事業における指定管理業務期間終了後の次期期間において指定管理者となるもののこと。
設置許可施設	都市公園法第5条第1項の規定により本市が与える設置許可を受けて、整備運営事業者自らが独立採算で整備・運営する施設のこと。
管理許可施設	都市公園法第5条第1項の規定により本市が与える管理許可を受けて、整備運営事業者自らが独立採算で運営する施設のこと。
選定委員会	本事業に係る公募型プロポーザルにおいて事業者の選定に係る評価を行う委員会であり、名古屋市都市公園条例第18条の6に基づき設置されている「名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会」のこと。

目次

第1章	募集要項の位置づけ等	1
1.	事務局	1
2.	受付時間	1
第2章	日光川公園と本事業の概要	2
1.	日光川公園の概要	2
2.	本事業の概要	2
(1)	事業の目的	2
(2)	再生方針	3
(3)	事業スキーム	3
(4)	事業の流れ	4
(5)	費用負担	4
3.	求める公園施設	5
4.	事業期間	5
(1)	DB（設計・建設・工事監理）にかかる期間	5
(2)	設置許可施設の整備にかかる期間（工事占用許可期間）	6
(3)	指定期間	6
(4)	設置管理許可施設の運営にかかる期間（設置管理許可期間）	6
(5)	想定スケジュール	7
5.	業務内容	8
6.	実施方針	9
(1)	整備方針	9
(2)	運営方針	9
(3)	維持管理方針	9
(4)	景観形成方針	9
(5)	バリアフリー方針	9
(6)	災害対応方針	10
(7)	環境配慮方針	10
第3章	事業の実施条件等	11
1.	事業実施体制	11
2.	建築可能面積	11
3.	本市の負担額	11
(1)	DB請負契約	11
(2)	指定管理料	12
4.	使用料の納付	13
5.	遵守すべき法令等	14
6.	本市による事業の実施状況のモニタリング	15
第4章	応募者の構成・資格要件	16
1.	応募者の構成等	16
(1)	応募者の構成	16

(2) 代表企業の選定.....	16
2. 責任者の配置.....	16
(1) 統括責任者.....	17
(2) 業務責任者.....	17
3. 資格要件.....	17
(1) 共通資格要件.....	17
(2) 代表企業の資格要件.....	19
(3) 設計業務を担当する企業の参加資格要件	19
(4) 建設業務を担当する企業の参加資格要件	20
(5) 工事監理業務を担当する企業の参加資格要件	20
4. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	21
第5章 応募の手続き等.....	22
1. 募集等のスケジュール（予定）	22
2. 応募に関する手続き.....	23
(1) 募集要項等の公表.....	23
(2) 追加資料の配布.....	23
(3) 現地説明会.....	23
(4) 募集要項等に関する質問の受付	24
(5) 募集要項等に関する質問に対する回答	24
(6) 応募申込（参加登録参加表明書、参加資格審査申請書類の受付）	24
(7) 参加資格審査結果の通知.....	24
(8) 提案書類作成にかかる現地調査	24
(9) 本公募に関する個別対話の実施	25
(10) 提案内容に関する競争的対話の実施	25
(11) 提案書類の受付.....	25
(12) 公募の中止.....	25
3. 応募に関する留意事項.....	25
(1) 募集要項等の承諾.....	25
(2) 複数提案の禁止.....	25
(3) 追加資料の提出.....	26
(4) 失格事項	26
(5) 応募にかかる費用負担.....	26
(6) 提出書類の取扱い.....	26
(7) 著作権.....	26
(8) 特許権等.....	27
(9) 応募の辞退.....	27
第6章 応募時の提出書類.....	28
1. 応募申込書類.....	28
2. 提案書類.....	29
3. 書類の作成方法.....	30

(1)	一般的事項.....	30
(2)	ファイル.....	30
(3)	用紙サイズ.....	30
(4)	印刷方法.....	30
(5)	綴込方法.....	30
(6)	電子データ.....	30
4.	プレゼンテーション資料の提出	30
第7章	事業者選定方法.....	31
1.	選定委員会の設置.....	31
2.	選定の方法等.....	31
第8章	本市と事業者の責任分担	32
1.	基本的考え方.....	32
2.	予想されるリスクと責任分担	32
第9章	契約・指定管理者の指定・許可申請に関する事項	35
1.	統括責任者及び業務責任者の配置	35
(1)	統括責任者の配置.....	35
(2)	業務責任者の配置.....	35
2.	基本協定.....	35
3.	D B	35
4.	設置許可施設の整備.....	35
5.	指定管理.....	35
(1)	指定管理者の指定.....	35
(2)	協定の締結.....	36
(3)	自主事業にかかる設置管理許可	36
6.	契約、許可申請等に伴う費用負担	36

第1章 募集要項の位置づけ等

本募集要項は、名古屋市（以下、「本市」という。）が、日光川公園整備運営事業（以下、「本事業」という。）において実施する公募型プロポーザル方式による事業者公募（以下、「本公募」という。）に関して、事業の内容、参加要件、応募・選定手続き、スケジュール等について定めるものです。

本募集要項は、本事業に係る他の資料等と一体をなすものです。

【資料一覧】

募集要項	
別紙 1-1	D Bに関する要求水準書
別紙 1-2	D Bにおける関係官公署への申請等一覧
別紙 1-3	D Bにおける提出書類一覧
別紙 2-1	指定管理及び自主事業に関する事項
別紙 2-2	指定管理者業務仕様書
別紙 3	設置管理許可施設に関する要求水準書
別紙 4	対話実施要領
別紙 5	選定基準書
別紙 6	様式集
別紙 7	基本協定書（案）
別紙 8	D B請負契約書（案）
別添資料集	

1. 事務局

名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地利活用課

住 所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1

電 話：052-972-2489

F A X：052-972-4143

E-mail：a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

2. 受付時間

窓 口：午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）（以下「休日等」という。）を除きます。）とします。

メール：24 時間受付可能です。

第2章 日光川公園と本事業の概要

1. 日光川公園の概要

日光川公園に関する詳細は「日光川公園の現況等」（別添資料 1）及び「旧サンビーチ日光川の施設配置とその考え方」（別添資料 2）を参照してください。

所在地	名古屋市港区藤前五丁目、 南陽町大字藤前新田地内
開園年度	平成 6 年
公園面積	10.76ha
都市計画	準工業地域、流通業務地区



【日光川公園(サンビーチ日光川)航空写真】



【日光川公園位置図】

2. 本事業の概要

(1) 事業の目的

日光川公園は、市民が1日ゆったりと過ごせる屋外レジャープール「サンビーチ日光川」として平成6年に開園し、市民に親しまれてきましたが、平成19年度に実施された行政評価において、施設廃止の判定を受け、大規模修繕が必要となった令和3年度に供用を停止しています。

一方、公園を取り巻く状況は、新型コロナウイルス感染症を契機に、人々の意識や価値観が変化・多様化し、公園にはサードプレイスの創造が期待され、その推進と公民連携の加速が求められています。

本事業では、ゆったり過ごせる空間や緑や花などの特徴を引き継ぎながら、民間のアイデア、ノウハウによりキャンプフィールドやドッグランをはじめとする新たな魅力を創出し、多様化する利用者ニーズに対応する日光川公園の再生に取り組みます。

(2) 再生方針

めざす公園像「ウェルビーイングの高まりを実感できる、わざわざ行きたくなる公園」

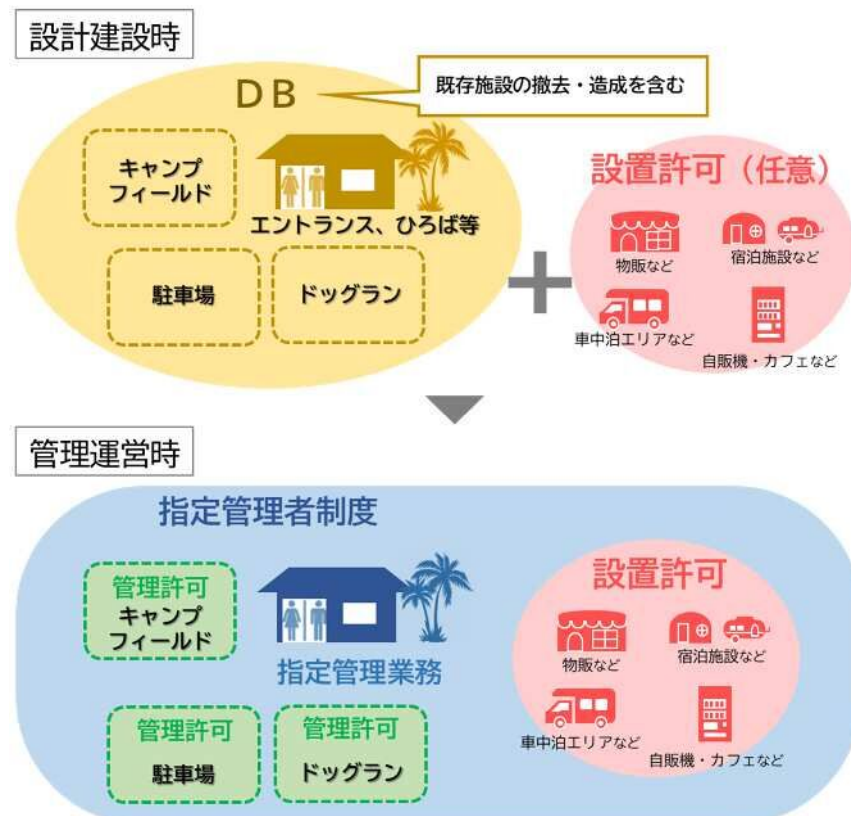
日光川公園では、本市の中心市街地から離れた立地と開放的で特別な空間をいかし、変化し続ける多様な価値観やニーズに応えることで、非日常の中で健康的で豊かなライフスタイル、ウェルビーイングの高まりを実感できる『わざわざ行きたくなる公園』をめざします。

(3) 事業スキーム

本事業による公園施設の整備については、本市が資金調達し、事業者が設計・建設・工事監理を一体的に行う **DB（設計施工一括発注方式）** による既存施設の撤去及び公園全体の整備と、任意提案として事業者が資金調達し、設計・建設・管理運営を一体的に行う **設置許可制度** による施設の設置を組み合わせ実施します。なお、基盤施設、インフラ施設及び管理許可施設（キャンプフィールド、ドッグラン、駐車場等）については、DBにより整備を行います。

整備後、本市が資金調達し、事業者が管理運営を行う **指定管理者制度** により、日光川公園全体の維持管理運営を実施します。ただし **設置許可制度** 及び **管理許可制度** の対象となる施設については、指定管理者の自主事業として事業者の負担による維持管理運営を実施します。

（事業イメージ図）

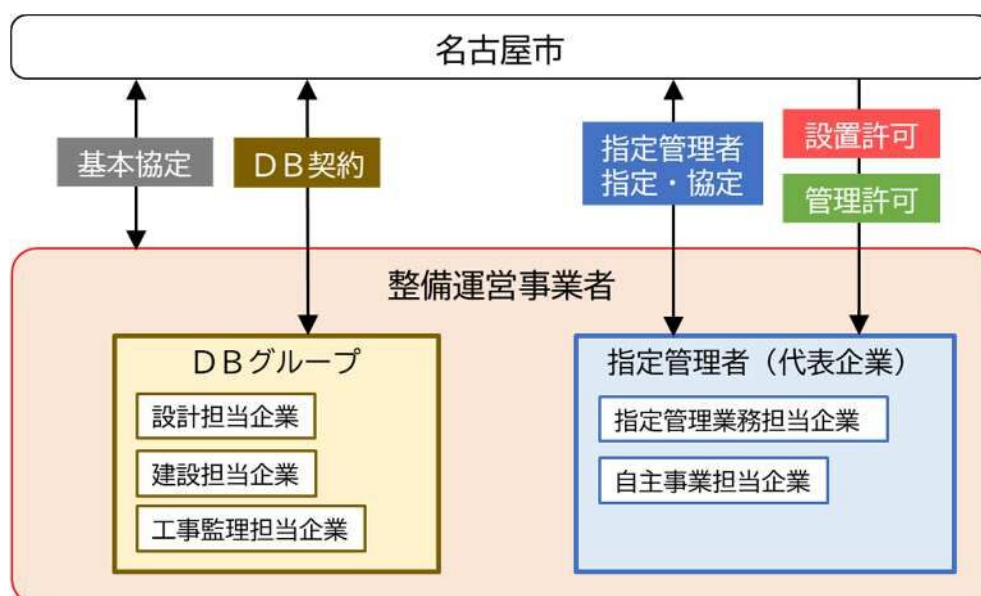


(4) 事業の流れ

本市は、本公募において選定された整備運営事業者と締結する基本協定に基づき、整備運営事業者のうちDBグループとDB請負契約を締結します。

設置許可施設として、整備運営事業者の任意提案により、本公園の目的に逸脱しない範囲で、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）等に定める休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設等の設置が可能です。設置許可施設の整備にあたっては、本市から占有許可を受けてください。

公園施設の維持管理については、整備運営事業者のうち指定管理グループを指定管理者として指定し、指定管理基本協定を締結します。DB請負契約に基づき整備した収益施設及び事業者の負担により設置した施設については、指定管理自主事業として、本市から設置許可又は管理許可を受けて管理運営してください。



(5) 費用負担

本市と事業者の費用負担等の詳細条件については、「第3章 3.本市の負担額」を参照してください。

項 目		費用負担	本市の負担する 上限金額
DB	基本設計	事業者	—
	実施設計	市	撤去造成 1,005,500千円 整備 1,561,000千円
	建設	市	
	工事監理	市	
設置許可	設計・整備	事業者	—
指定管理	指定管理業務		年間47,000千円
	自主事業	設置許可	事業者
		管理許可	事業者

3. 求める公園施設

施設名	将来イメージ	期待する施設の機能
エントランス	来園者を迎え入れ、別世界へと誘う	公園の顔となる植栽などを活用した景観形成、利用者動線に配慮した総合受付の設置など、来園者の期待感を高め、利便性を考慮した施設提案を期待します。
キャンプフィールド	雄大な風景と夕日等、時間の流れを感じながら家族や恋人、友人と1日ゆっくり楽しめる	手ぶらで来ても宿泊やバーベキューを楽しめ、多様な世代・ニーズに応えるアーバンキャンプやワーケーションの場となるような施設提案を期待します。
ドッグラン	専門スタッフが常駐し、初心者でも安心して利用でき、ペットとふれあい癒しの時間が過ごせる	犬種などの区分け、オフ会利用への対応や犬用プール、アジリティ、ナイトー施設、フオトスポット、ペット関連物販など、愛犬家が特別感を感じられ、アニマルウェルフェアに配慮した施設提案を期待します。
ひろば	開放的な空間で、遊びやスポーツ体験、イベント等のレクリエーションが楽しめる	来園者が長く滞在し、公園の効用をより感じられる、日光川の景観にマッチした大人も子どもも楽しめる水遊び場や大型アスレチック遊具、施設整備にとらわれない貸出遊具などのソフトサービスも含めた施設提案を期待します。
駐車場	広大な既存駐車場を多目的に活用する	車中泊エリアの設置、イベント利用など、広大な駐車場を柔軟に有効活用する施設提案を期待します。

4. 事業期間

本事業の期間は、基本協定の締結日から最長で令和 21 年 3 月 31 日までとします。終了時期は、整備運営事業者の提案に基づき本市と協議のうえ確定します。

各業務の事業期間にかかる条件は以下のとおりです。なお、各業務の遅延により供用開始が遅れる又は早期竣工により供用開始時期が早まる場合は、事前に本市と協議を行い、承認を受けてください。

(1) DB（設計・建設・工事監理）にかかる期間

DBによる公園施設の設計・建設（解体撤去、造成及び整備）については、DB請負契約の締結から令和 11 年 3 月 31 日までに実施してください。なお、DB請負契約の締結にあたっては名古屋市議会の議決が必要であり、契約に係る議案は令和 8 年 2 月定例会に上程する予定です。

また、設計、建設にかかる工期の条件は下記のとおりです。

事 項		時期にかかる条件
設計		令和 9 年 3 月 31 日までに終了
建設	解体撤去	令和 10 年 3 月 31 日までに終了
	整備	令和 11 年 3 月 31 日までに終了

(2) 設置許可施設の整備にかかる期間（工事占用許可期間）

任意提案により実施する設置許可施設の整備は、工事占用許可の許可日から、原則、令和 11 年 3 月 31 日までに実施してください。なお、工事占用許可申請にあたっては、DB のうち設計業務が完了していることを条件とします。

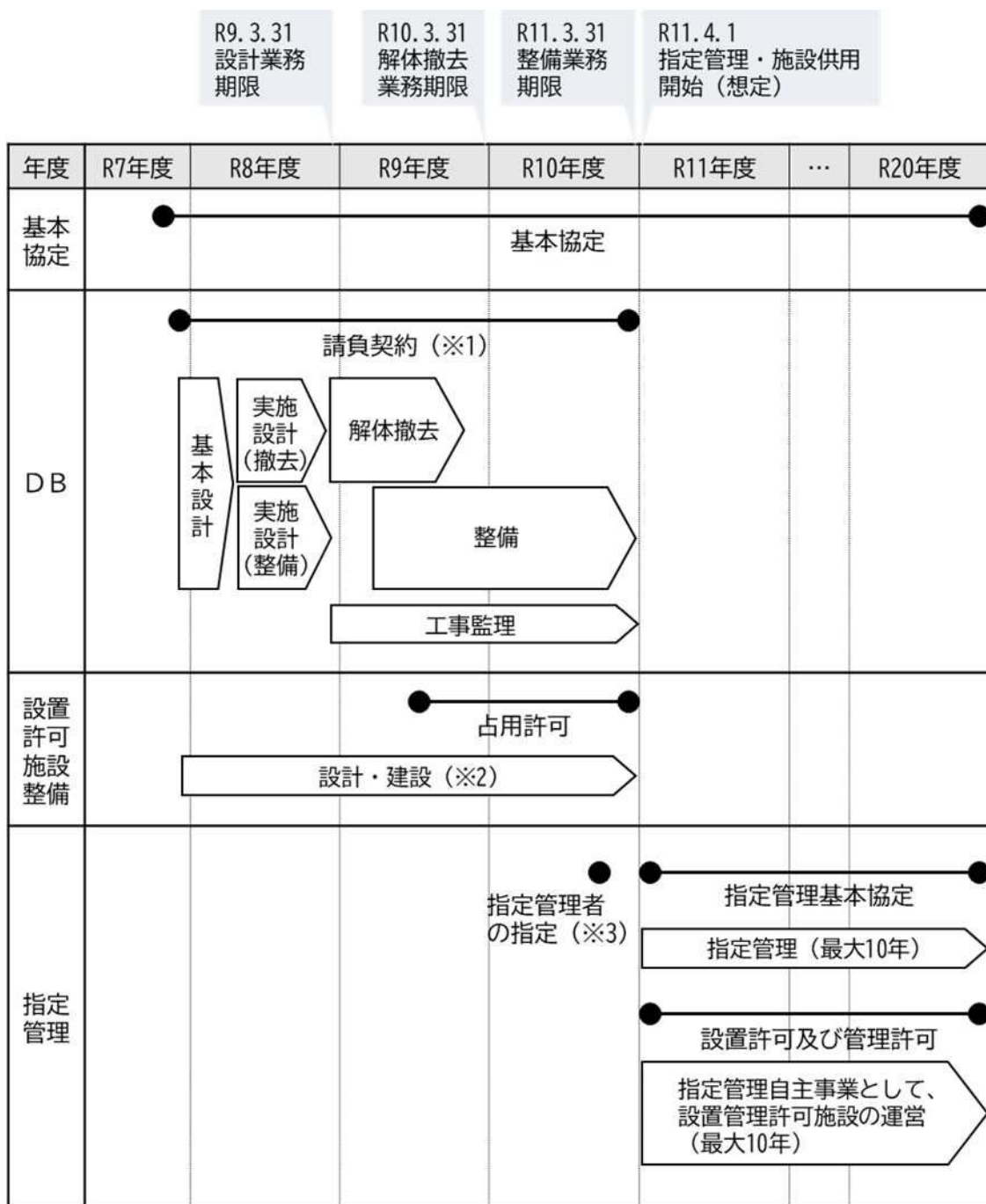
(3) 指定期間

指定管理業務の期間は、事業期間内において、指定管理業務の開始から 10 年目の年度末までの最長 10 年間とします。なお、指定管理業務は、原則令和 11 年 4 月 1 日に公園全体の供用とあわせて開始することとします。

(4) 設置管理許可施設の運営にかかる期間（設置管理許可期間）

設置管理許可施設の運営にかかる許可期間は、指定期間内において、対象施設の供用開始日から最長 10 年間とします。対象施設の供用は、原則、公園全体の供用とあわせて令和 11 年 4 月 1 日から開始してください。許可期間には、事業の終了に伴う原状復旧にかかる期間も含まれます。

(5) 想定スケジュール



※1 DB請負契約の締結にかかる名古屋市議会への議案上程を、令和8年2月定例会に行う予定です。議決までは仮契約となります。

※2 現地着工には本市の占用許可が必要です。

※3 指定管理者の指定にかかる名古屋市議会への議案上程を、令和10年11月定例会に行う予定です。

5. 業務内容

整備運営事業者は次の業務を行うこととします。なお、各業務内容の詳細は、別紙 1-1「DBに関する要求水準書」、別紙 2-1「指定管理業務及び自主事業に関する事項」、別紙 2-2「指定管理者業務仕様書」、別紙 3「設置管理許可施設に関する要求水準書」を参照してください。

項 目		業務内容	費用負担
DB	設計 (基本設計 及び実施設計)	[現況調査、設計図作成、数量計算書、積算、施工計画] ・構造物等を具現化し、工事を完成するために必要な項目、施工目的物を最も合理的に施工できるように、施工条件、施工管理、安全管理、環境配慮等に十分留意して設計を行う	市※1
	建設 (解体撤去・ 造成及び整備)	[工事調整、設計図書照査・現地調査、施工計画書、工事、施工管理] ・仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段を予め定めた上で、工事着手する。	市※2
	工事監理	[工事監理] ・工事を設計図書と照合し、それが設計図書どおりに国土交通省を始めとする国の基準・仕様書に基づき、あるいはそれに準拠した本市独自の特記事項に従って適切に実施されるように必要十分な工事書類等の精査、確認、管理を実施する。	市
設置許可 施設整備	設計・建設	・DB請負契約に含まれない施設について、任意提案により、本市から工事占用許可を受け、工事着手する。 ・管理運営については指定管理自主事業として実施する。	事業者
指定管理	指定管理業務	・本市から指定管理者の指定を受け、日光川公園全体の維持管理運営業務を行う	市
	自主事業	・必須の事業として管理許可施設（ドッグラン、キャンプフィールド、駐車場）の管理運営を行う。 ・任意提案により設置管理許可施設の管理運営を行う。	事業者

※1 基本設計は整備運営事業者負担とします。

※2 管理許可施設にかかる基本的な施設整備はDB（本市の費用負担）で実施します。

6. 実施方針

本事業にかかる実施方針は次のとおりです。

(1) 整備方針

- ア 南国リゾートや港湾らしさを感じる景観、開放的な空間をいかした、他にはない特別な空間を演出する。
- イ 年間を通じて、いつ来ても楽しめる、誰もが使いやすい、長く愛される公園とする。
- ウ 都市廃棄物等の埋立地に盛土された公園用地であることから、地下廃棄物と地盤沈下の現況に十分に配慮し、既存の地形をいかし、開発コストを低減した整備計画とする。
- エ 公的基準に従って整備し、耐久性が高く、維持管理コストの少ない施設とする。

(2) 運営方針

- ア 公園利用者の満足度を高め、変化し続ける多様な価値観やニーズに応えるため、公園利用者の声を積極的に取り入れる。
- イ 利用者ニーズを捉えたイベント開催や質の高いサービスの提供など、時間帯や四季の変化に着目し、ソフト面を重視した魅力が広がる計画とする。
- ウ 各種ソーシャルメディアを積極的に活用し、公園全体で一体的、効果的な広報PRを推進する。
- エ 利用案内、施設案内など情報サービスを充実するとともに、実施にあたってはユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安心して楽しめる運営を推進する。

(3) 維持管理方針

- ア 施設や設備は、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、各種施設の位置、機能、特性を十分に把握したうえで、常に清潔に保ち、機能を正常に保持するため、各施設に応じた年間管理計画を作成し、点検、管理を行う。
- イ 植物管理は提案・計画する設計意図を踏まえ、各植物の特性に配慮した、より質の高い維持水準を保てるよう年間管理計画を作成し、管理を行う。

(4) 景観形成方針

- ア 開園当時のコンセプトを引継ぎ、公園全体で統一された非日常感のある空間を演出する。
- イ 既存の植栽をいかしながらヤシやユッカ、ソテツなどの耐寒性のあるエキゾチックプランツを導入するなど、水辺の南国風リゾートガーデンを形成する。
- ウ 季節ごとの花やイルミネーション、プロジェクションマッピングなどによる演出やアート作品の展示など、フォトジェニックを意識した景観形成をする。

(5) バリアフリー方針

- ア 「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

（平成25年条例第10号）」、「福祉都市環境整備指針（名古屋市）」、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）」に基づき、移動円滑化園路を計画した上で、各施設のユニバーサルデザインによる整備を推進する。

イ 年齢や国籍、性別の違い、障害の有無にかかわらず、誰もが安全で安心して過ごせるサードプレイスを形成するため、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進する。

(6) 災害対応方針

ア 「名古屋市地域防災計画」「震災に強いまちづくり方針～名古屋市防災都市づくり計画～」に基づき、広域避難場所としての機能を確保するとともに、防災訓練や防災教育などの場として活用する。

イ 火災、地震、風水害等の防災、災害対応マニュアルをあらかじめ作成し、発災時には、利用者の安全確保、避難誘導に努める。

(7) 環境配慮方針

ア 「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」の計画策定趣旨に鑑み、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みに寄与する施設とする。

イ 「生物多様性2050なごや戦略」の計画策定趣旨に鑑み、生き物と共生する持続可能な都市なごやの実現に向けた取り組みに寄与する施設とする。

第3章 事業の実施条件等

1. 事業実施体制

本事業は、原則、整備運営事業者により直接実施していただきます。

ただし、整備運営事業者が直接実施することが困難な場合もしくは委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で本市の承認を受けたもの（主たる部分は除きます。）については、構成企業以外の第三者に業務の委託又は請負を行わせることができます。

第三者に業務の委託又は請負を行わせる場合、あらかじめ本市に書面で届け出て、承認を得てください。また、整備運営事業者の責任において、当該委託先又は請負先の事業者の本募集要項をはじめとした事業者募集に関する資料、本事業にかかる各契約等を遵守させることとします。なお、第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用については、すべて、整備運営事業者の責めに帰すべき事由により生じたものとみなし、整備運営事業者の責任において負担するものとします。

2. 建築可能面積

公園内に新たに設置可能な建築面積の上限は名古屋市都市公園条例第3条の4及び第3条の5に基づき、提案された施設の種類により公園面積の2%から10%の範囲で設定します。

3. 本市の負担額

(1) DB請負契約

DBにかかる、本市が負担する上限額は以下のとおりです。上限額には、消費税及び地方消費税を含みます。

ただし、予算措置について市議会で可決されることを前提条件とします。

		本市負担上限額
解体撤去・造成	設計	5,500 千円
	建設、工事監理	1,000,000 千円
整備	設計	61,000 千円
	建設、工事監理	1,500,000 千円

※基本設計に係る費用は、整備運営事業者負担となります。

※解体撤去・造成費用を整備費用へ流用することはできません。

上記の支払いのうち、前払金及び部分払に関する事項については、以下による他、DB請負契約書において定めるものとします。

設計	・前払金あり（設計に要する費用の３割以内） ・部分払あり（実施設計終了後） ・実施設計終了後に設計に要する費用を支払います。 ・ただし、費用の請求が可能な時期は令和８年４月１日以後とします。
建設及び工事監理 （解体撤去・造成）	・前払金あり（解体撤去、造成に要する費用の４割以内） ・中間前払金なし ・部分払あり（解体撤去、造成終了後） ・解体撤去、造成終了後に建設（解体撤去、造成）に要する費用を支払います。 ・ただし、費用の請求が可能な時期は令和９年４月１日以後とします。
建設及び工事監理 （整備）	・前払金あり（建設に要する費用の４割以内） ・ただし、費用の請求が可能な時期は令和９年４月１日以後とし、提案に基づき各年度ごとの出来高予定額に対して本市と整備運営事業者で協議の上、支払金額を決定します。 ・中間前払金なし ・部分払なし

上限額は令和７年３月時点の単価期別とし、賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、本市と整備運営事業者で協議の上、明確な数量根拠等に基づき、その金額を変更する場合があります。

なお、詳細は国土交通省の運用マニュアルに準じるものとし、変更の際に用いる物価指数等は以下を基本とします。

設計業務	設計業務委託等技術者単価（国土交通省）の技師（Ｃ）を物価指数等とします。
建設業務 工事監理業務	建設工事費デフレーター（建設総合_土木総合_公共事業_土木 1(除く災害復旧)_公園)、建設資材物価指数、建設物価指数を物価指標等とします。

（２） 指定管理料

指定管理業務にかかる本市の負担上限額は以下のとおりです。上限額には、消費税及び地方消費税を含みます。

指定管理料の上限額	年間 47,000 千円
-----------	--------------

4. 使用料の納付

キャンプフィールド及びドッグラン、駐車場、その他設置管理許可施設について、整備運営事業者は自ら提案した設置管理許可使用料を本市に支払っていただきます。

屋外に設置する自動販売機を除くすべての設置管理許可施設の使用料の総額については、以下の上限額を超えない範囲で提案してください。

設置管理許可施設の使用料総額の上限額 (屋外に設置する自動販売機を除く)	年間 1,018,560 千円
---	-----------------

屋外に設置する自動販売機の使用料は、以下のとおりとします。

屋外に設置する自動販売機の使用料	年間 21,000 円/㎡
------------------	---------------

設置管理許可使用料にかかる条件の詳細については、別紙3「設置管理許可施設に関する要求水準書」を参照してください。

5. 遵守すべき法令等

整備運営事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令、条例、規則、要綱等を遵守してください。なお、記載のない各種関係法令等についても同様です。

【法令等】

- ・ 地方自治法ほか行政関係法規
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 都市計画法
- ・ 都市公園法ほか都市公園関係法規
- ・ 都市緑地法
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法ほか建築関係法規
- ・ 消防法
- ・ 水道法ほか設備管理関係法規
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法ほか環境保全関係法規
- ・ 食品衛生法
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律
- ・ 狂犬病予防法
- ・ 旅館業法
- ・ その他関連する法令等

【条例等】

- ・ 名古屋市都市公園条例
- ・ 名古屋市都市公園条例施行細則
- ・ 愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
- ・ 緑のまちづくり条例
- ・ 名古屋市屋外広告物条例
- ・ 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例
- ・ 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
- ・ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

- ・名古屋市財産条例
- ・名古屋市公有財産規則
- ・名古屋市個人情報保護条例
- ・名古屋市情報あんしん条例
- ・名古屋市情報公開条例
- ・名古屋市暴力団排除条例
- ・名古屋市契約規則
- ・名古屋市会計規則
- ・その他関連する条例、規則等

【基準・指針等】

- ・名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針（名古屋市環境局、健康福祉局、緑政土木局）
- ・福祉都市環境整備指針（名古屋市健康福祉局）
- ・土木工事標準仕様書（名古屋市緑政土木局）
- ・工事共通構造図（名古屋市緑政土木局）
- ・請負工事施行要綱（名古屋市緑政土木局）
- ・請負工事施工管理基準（名古屋市緑政土木局）
- ・請負工事品質管理基準（名古屋市緑政土木局）
- ・名古屋市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針（名古屋市環境局、住宅都市局、緑政土木局）
- ・公共施設等総合管理計画（名古屋市財政局）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省）
- ・公共建築工事標準仕様書（国土交通省）
- ・建築物解体工事共通仕様書（国土交通省）
- ・遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本施設業協会）
- ・その他関連する基準、指針等

6. 本市による事業の実施状況のモニタリング

本市は、本事業にかかる管理運営について、適宜、実施状況の確認を行います。詳細については、別紙 2-1「指定管理業務及び自主事業に関する事項」、別紙 2-2「指定管理者業務仕様書」を参照してください。

第4章 応募者の構成・資格要件

1. 応募者の構成等

(1) 応募者の構成

- ア 応募者は、本事業に参加しようとする複数の企業等によって構成されるグループとしてください。同一の企業が複数の業務を兼ねて実施すること、また同一の業務を複数の企業で実施することも可能です。
- イ 応募者のうち、DBを担当するグループを設定してください。本市は当該グループとDB請負契約を締結します。
- ウ 応募者のうち、指定管理業務を担当する単独の企業又はグループを設定してください。本市は、当該単独の企業又はグループを指定管理者として指定します。
- エ 応募者の構成企業のいずれかが、他の応募者の構成企業となることは認めません。また、構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社（以下、これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の応募者になることはできません。
- オ 応募者の構成企業及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関係のある者は、他の応募者の構成企業になることができません。なお、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいいます。

(2) 代表企業の選定

- ア 応募者は、構成企業の中から代表企業を定め、参加表明時に明らかにしてください。
- イ 代表企業は、各業務を統括する業務のほか、本事業に係る資格審査の申請、応募手続き及び優先交渉権者となった場合の契約協議等本市との調整・協議等における窓口役を担い、本事業に係る業務の全てについて責任を負うものとします。
- ウ 本事業は、複数の事業スキームを組み合わせた複雑な事業であり、事業者の役割は、既存施設の撤去から新規施設の設計、建設、工事監理、維持管理運営までを含む多様な役割により構成されています。そのため、代表企業には提案段階から、企画経営力、構成企業のとりまとめといったリーダーシップ等、様々な能力を発揮し、長期間にわたる本事業を確実に実施する、プロジェクトマネジメントを特に期待しています。
- エ 代表企業の変更は認めません。

2. 責任者の配置

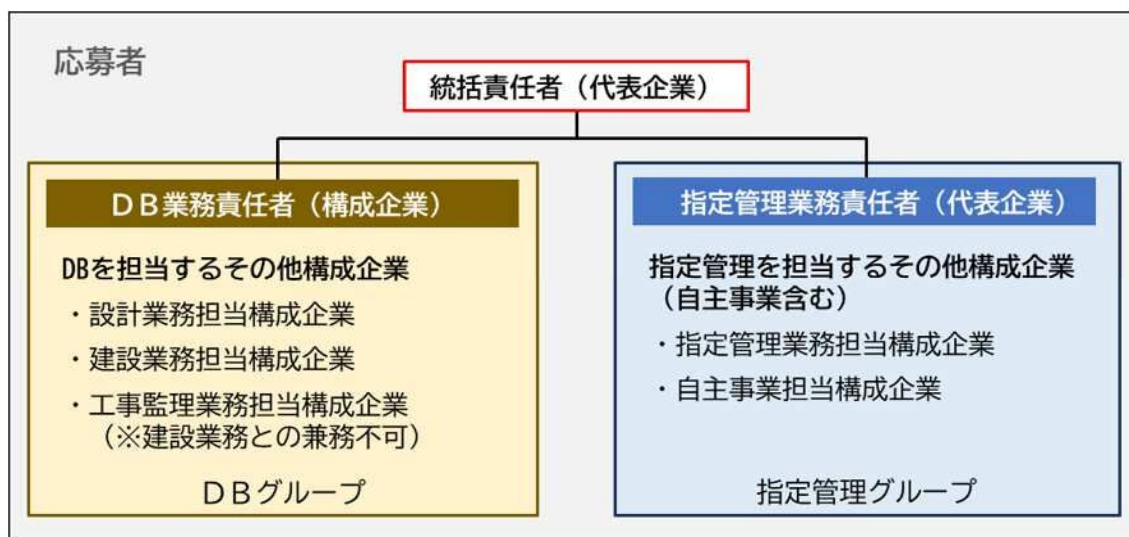
本事業の実施にあたっては、事業全体を統括する責任者及び各業務の責任者を配置していただきます。責任者の配置条件は以下のとおりです。

(1) 統括責任者

- ア 代表企業が直接雇用する正社員を統括責任者として配置し、事業期間全体にわたり本事業の業務全てを統括してください。
- イ 統括責任者は、本事業に係る総合窓口として、日常的に本市や各業務の担当企業と積極的にコミュニケーションをとるように努め、事業の進捗や課題等の共有、本市や事業者間の調整を実施してください。
- ウ 統括責任者は、本事業に関わる各種打合せ等への出席、本市に提出する各種計画書、事業報告書等について、事前の確認等を実施してください。
- エ 統括責任者は業務全体を一元的に管理できるよう、各構成企業との連携・役割・責任分担が明確にわかるような業務実施体制を構築してください。

(2) 業務責任者

- ア DBを担当するグループの構成企業が直接雇用する正社員をDB業務責任者として配置し、DB全般の管理監督を行ってください。
- イ 代表企業が直接雇用する正社員を指定管理業務責任者として配置し、指定管理（指定管理業務及び自主事業）全般の管理監督を行ってください。
- ウ DB業務責任者及び指定管理業務責任者は、相互に協力して各業務を実施してください。
- エ 業務責任者の役割については、各要求水準書を参照してください。



3. 資格要件

(1) 共通資格要件

次に掲げる資格要件を満たさない構成企業は、応募資格を有しません。また、各資格要件を満たさない構成企業を含む応募者も応募資格を有しません。

なお、アからスまでの資格要件は、申請書類の提出期限の日（以下「参加資格要件確認基準日」という。）をもって確認を行います。

- ア 破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 募集要項等の公表を開始した日から優先交渉権者の選定結果の通知の日（以下「選定日」といいます。）までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の期間がない者であること。
- カ 最近の 2 年間に於いて、法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします）。
- キ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取り消し処分を受けてから 2 年を経過しない者でないこと。
- ク 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除きます。）を受けてから 1 年を経過しない者でないこと。
- ケ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている者でないこと。
- コ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者。
- サ 本事業の選定委員会の委員が属する組織、法人等又はその組織、法人等と資本面若しくは人事面において関連がない者。「資本面若しくは人事面等において一定の関連がある者」とは、次の者をいう。
- （ア）親会社等と子会社等の関係にある者（親会社等及び子会社等の範囲については会社法の定めによる。）
- （イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者
- （ウ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者
- （エ）上記のほか、事業方針の決定を実質的に支配し、又は支配される関係にあると認められる者
- シ 本市が本事業に係る業務を委託している「株式会社オリエンタルコンサルタンツ中部支社」でないこと及び当該業務委託において提携関係にない者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がない者。
- ス 応募者の構成企業及びこれらの法人と資本面若しくは人事面において関係のある者が、他の応募者に構成企業として参加していない者。なお、「資本面において関連のある者」とは、当該法人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又

はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該法人の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

セ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19 総行経第 9 号）に基づく排除措置対象法人等でないこと。

※ 暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、優先交渉権者に選定された後においても、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には、原則として契約の解除及び指定の取り消しを行います。

(2) 代表企業の資格要件

ア 応募申込書類提出時点までの過去 15 年間に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づいて実施する事業（以下「PFI 事業」という。）または類似事業（公共施設の整備を含む官民連携事業及び指定管理者による施設の維持管理・運営事業）において、単独またはグループの構成企業として参画した実績が 1 件以上あること。なお、当該実績には、参加資格要件確認基準日において履行中の実績も含むものとする。

イ 応募申込書類提出時点日までの過去 15 年間の間に、1 年間以上の期間に渡り、都市公園法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定される地区公園以上又は都市公園（地区公園以上）と類似した公共施設等の維持管理業務及び運営業務（利用者の受付・案内等、運営業務において主要となる業務）の実績が 1 件以上あること。

(3) 設計業務を担当する企業の参加資格要件

ア 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録（造園部門または都市計画及び地方計画部門）を行っている者であること。

イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

ウ 応募申込書類提出時点までの過去 15 年間に完了した、都市公園法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定される地区公園以上の実施設計の元請実績を有する者であること。

エ 応募申込書類提出時点で令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理（設計）」及び申請業種「建設コンサルタント（造園）」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、応募申込書類提出までに資格審査の申請を行い、当該資格を有すると認定された者であること。

オ 複数の者で設計業務を行う場合、アからウに関しては当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が当該要件を満たしていればよいものとする。

カ 複数の者で設計業務を行う場合、当該業務を担当する各構成企業はエで示すいずれ

かの要件を満たしていればよいものとする。ただし、設計業務を担う構成企業全体でエの要件を全て満たしていること。

(4) 建設業務を担当する企業の参加資格要件

- ア 応募申込書類提出時点で建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 応募申込書類提出時点までの過去 15 年間に完了した、都市公園法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定される地区公園以上の建設業務を元請けとして完了した実績を有する者であること。
- ウ 応募申込書類提出時点で令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「工事請負」、申請業種「一般土木工事」、申請業種「建築工事」及び申請業種「造園工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、応募申込書類提出までに資格審査の申請を行い、当該資格を有すると認定された者であること。
- エ 複数の者で建設業務を行う場合、アからイに関しては当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が当該要件を満たしていればよいものとする。
- オ 複数の者で建設業務を行う場合、当該業務を担当する各構成企業はウで示すいずれかの要件を満たしていればよいものとする。ただし、建設業務を担う構成企業全体でウの要件を全て満たしていること。

(5) 工事監理業務を担当する企業の参加資格要件

- ア 建設コンサルタント登録規程第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録（造園部門または都市計画及び地方計画部門）を行っている者であること。
- イ 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ウ 応募申込書類提出時点までの過去 15 年間に完了した、都市公園法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定される地区公園以上の実施設計または工事監理（発注者支援・施工管理）の元請実績を有する者であること。
- エ 応募申込書類提出時点で令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理（工事監理）」及び申請業種「建設コンサルタント（造園）」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、応募申込書類提出までに資格審査の申請を行い、当該資格を有すると認定された者であること。
- オ 複数の者で工事監理業務を行う場合、アからウに関しては当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が当該実績を有していればよいものとする。
- カ 複数の者で工事監理業務を行う場合、当該業務を担当する各構成企業はエで示すいずれかの要件を満たしていればよいものとする。ただし、工事監理業務を担う構成企業全体でエの要件を全て満たしていること。
- キ 工事監理業務を担当する構成企業は、建設業務を兼務することができない。

4. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

参加資格要件確認基準日の翌日から、本市と基本協定を締結するまでの間において、応募者の構成企業のいずれかが参加資格要件を欠くに至った場合、当該応募者は失格とします。

ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合において、参加資格要件を欠いた法人と同等の能力・実績を有し、かつ、参加資格要件を満たす別の法人を構成企業として加えたうえで、応募者の再編成を本市へ申し入れ、本市がその変更をやむを得ないと認め承諾した場合は、参加資格を有することとします。

第5章 応募の手続き等

1. 募集等のスケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりです。

項目	予定期間
募集要項等の公表	令和7年3月31日（月）
追加資料の配布期間	令和7年3月31日（月）～6月20日（金）
募集要項等に関する質問の受付期間	令和7年3月31日（月）～6月20日（金）
応募申込期間（参加表明書、参加資格 審査申請書類の受付）	令和7年3月31日（月）～7月11日（金）
現地説明会参加申込期間	令和7年3月31日（月）～4月11日（金）
現地説明会の開催	令和7年4月25日（金）
質問への回答期間	令和7年7月4日（金）までに順次回答
個別対話の参加申込期間	令和7年4月14日（月）～5月2日（金）
個別対話の開催期間	令和7年5月12日（月）～5月23日（金）
（必要に応じて）個別対話の回答公表	令和7年6月6日（金）
提案書類作成にかかる現地調査の 申込期間	令和7年5月26日（月）～7月11日（金）
提案書類作成にかかる現地調査	令和7年6月～令和7年7月
競争的対話の参加申込期間	令和7年7月7日（月）～7月18日（金）
競争的対話の開催期間	令和7年7月28日（月）～8月1日（金）
提案書類の受付期間	令和7年9月16日（火）～9月26日（金）
第2回選定委員会 第1次評価（書類評価）	令和7年10月下旬
第3回選定委員会 第2次評価（ヒアリング評価）	令和7年11月上旬
選定結果の通知及び公表	令和7年11月中旬
基本協定締結	令和7年11月下旬
設計工事請負契約 仮契約締結	令和7年11月下旬
設計工事請負契約にかかる議決	令和8年3月下旬
指定管理者の指定（議決）	令和10年12月上旬
指定管理基本協定締結 （指定管理業務の開始）	令和11年4月1日（原則）

2. 応募に関する手続き

(1) 募集要項等の公表

本市公式ウェブサイトにおいて、第 1 章で示す資料一覧にある募集要項等を公表しますので、ダウンロードしてください。募集要項等の公表以降の予定は、随時公式ウェブサイトにて公表します。

(2) 追加資料の配布

下表に記載する資料について、希望する参加者から追加資料配布（DVD）の申込を受け付けます。

ア 配付期間：令和 7 年 3 月 31 日（月）～令和 7 年 6 月 20 日（金）

イ 配付場所：緑政土木局緑地利活用課

ウ 配布方法：本市に事前に電話連絡の上、来庁してください。なお、配布を受ける場合は、受け取り時に、別紙 6「様式集」様式 1「追加資料に関する誓約書」を提出してください。

エ 追加資料一覧

資料名
日光川公園測量委託 測量成果図面（令和 6 年 11 月、CAD データ）
日光川公園利活用検討業務委託（その 2）報告書（令和 3 年 3 月）
日光川公園地質調査業務委託報告書（令和 4 年 1 月）
日光川公園アスベスト含有調査業務委託報告書（令和 5 年 3 月）
その他各種図面データ

(3) 現地説明会

本事業について、ご希望の方を対象に、現地説明会を開催します。ご希望の方は、以下のとおりお申し込みください。

なお、現地説明会への参加に関わらず、提案書類の提出は可能であり、不参加をもって審査の不利になることはありません。

ア 申込方法

（ア）期 間：令和 7 年 3 月 31 日（月）～令和 7 年 4 月 11 日（金）

（イ）提出書類：別紙 6「様式集」様式 2「現地説明会参加申込書」

（ウ）申込方法：提出書類に必要事項を記載の上、事務局あて電子メールにてファイル添付により提出してください。なお、件名を「日光川公園整備運営事業提案 現地説明会参加申込」としてください。

イ 日時・場所

（ア）日時：令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 1 時～午後 2 時（予定）

（イ）場所：日光川公園

※ 参加可能人数は、1 社あたり 3 名までとします。

(4) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 期 間：令和 7 年 3 月 31 日（月）～令和 7 年 6 月 20 日（金）

イ 提出書類：別紙 6「様式集」様式 3「募集要項等に関する質問書」

ウ 受付方法：提出書類に必要事項を記載の上、事務局あて電子メールにてファイル添付により提出してください。なお、件名を「日光川公園整備運営事業提案 質問書」としてください。

(5) 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等の内容等に関する質問に対する回答については、令和 7 年 7 月 4 日（金）までに本市公式ウェブサイトにおいて順次公表します。

(6) 応募申込（参加登録参加表明書、参加資格審査申請書類の受付）

本事業に応募をする方は、必ず参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出してください。応募申込は応募者の代表企業が代表して行ってください。

応募申込の方法は以下のとおりです。

ア 期 間：令和 7 年 3 月 31 日（月）～令和 7 年 7 月 11 日（金）

※ 個別対話に参加する場合は令和 7 年 4 月 21 日（月）までにお申込みください。

イ 提出書類：「第 6 章 1. 応募申し込み書類」参照

ウ 申込方法：提出書類を事務局に持参又は郵送

(7) 参加資格審査結果の通知

応募者の代表企業に対して参加資格審査結果を、申請から概ね 2 週間程度で書面により通知します。本市は、参加資格審査通過者に受付番号を通知します。

(8) 提案書類作成にかかる現地調査

ご希望の方は、次のとおり、提案書類作成に向けた現地確認・調査が可能です。

ア 申込方法

（ア）期 間：令和 7 年 5 月 26 日（月）～令和 7 年 7 月 11 日（金）

（イ）提出書類：別紙 6「様式集」様式 11「現地調査申込書」

（ウ）申込方法：提出書類に必要事項を記載の上、事務局あて電子メールにてファイル添付により提出してください。なお、件名を「日光川公園整備運営事業提案 現地調査申込」としてください。

イ 現地調査実施概要

（ア）日 に ち：令和 7 年 6 月～令和 7 年 7 月において、本市が指定する日

※ 希望日に対して調査実施可能日を通知します。先着順により 2 日を上限に調査日を決定します。

（イ）時 間：午前 9 時から午後 5 時

(ウ) 方法等：詳細については別途通知します。

(9) 本公募に関する個別対話の実施

募集要項等の充実を図るための個別対話（以下、「個別対話」という。）を実施します。この個別対話は、本市が公表する募集要項等に関して、応募者からの意見を聴取し、募集要項等の不明点を解消し、必要に応じて募集要項等に反映することを目的としています。

個別対話の詳細は、別紙4「対話実施要領」を参照してください。

対話実施日：令和7年5月12日（月）～令和7年5月23日（金）（予定）

(10) 提案内容に関する競争的対話の実施

よりの確な提案を求めるための個別対話（以下、「競争的対話」という。）を実施します。この競争的対話は、本市及び応募者が十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨、本市の要求水準書等の意図を理解することを目的としています。

競争的対話の詳細は、別紙4「対話実施要領」を参照してください。

対話実施日：令和7年7月28日（月）～令和7年8月1日（金）（予定）

(11) 提案書類の受付

応募者から本事業に関する提案書類を次のとおり受け付けます。なお、一度提出された提案書類については、原則、変更等（修正、差換え等）を認めません。

ア 期 間：令和7年9月16日（火）～令和7年9月26日（金）

イ 提出書類：「第6章 2.提案書類」参照

ウ 提出方法：提出書類を事務局に持参

(12) 公募の中止

不正又は不誠実な行為等により公募を公正に執行できないと認められるとき、又は応募者が無いときは、再公募又は公募を取りやめる措置をとる場合があります。

3. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等その他公募にかかるすべての資料の記載内容を承諾したうえで、提案書類等を提出してください。

(2) 複数提案の禁止

本事業への提案は、1応募者につき一つとし、複数の提案はできません。

(3) 追加資料の提出

本市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めています。

(4) 失格事項

応募者は、次の事項に該当した場合には、本事業への参加資格を失います。

- ア 募集要項に示した資格要件を満たしていないことが判明した場合。また、参加資格確認後、提案書類提出日までに参加資格要件を満たしていない場合。
- イ 提案書類に虚偽の記載があったと本市が認めた場合。
- ウ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為等、募集要項に示した条件に違反又は著しく逸脱した場合を行っているとして本市が認めた場合。
- エ 応募者が、優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して、提案金額及び提案内容等を意図的に開示あるいは調整したと本市が認めた場合。
- オ 公募開始から優先交渉権者選定結果通知日までに選定委員会の委員へ接触する等、審査の公平性を損なう行為があったと本市が認めた場合。
- カ 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- キ その他不正行為が認められた場合

(5) 応募にかかる費用負担

応募に伴う必要な費用は、全て応募者の負担とします。

(6) 提出書類の取扱い

提出された提案書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

応募者の提案書類について行政文書公開請求があった場合、その他本市が必要と認める場合は、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。行政文書公開請求等に対する公開・非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例のほか名古屋市情報公開審査会において示された答申を参考に、本市において判断しますので、特に必要がある場合を除き、意見照会を行いません（名古屋市情報公開条例及び名古屋市情報公開審査会答申については本市公式ウェブサイトに掲載しています。）。

また、本市が必要と認める場合に、提案書類の一部を公表することがあります。

なお、優先交渉権者に選定された応募者は、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報を除く「提案の概要」を作成し、本市に提出していただきます。本市は、優先交渉者及び次点候補者の名称、優先交渉者の「提案の概要」を本市公式ウェブサイトで公表します。

(7) 著作権

本市が示した図書の著作権は本市に帰属し、提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、優先交渉権者に選定された応募者の提案書類の著作権は、優先交渉権者が本市

と基本協定を締結した時から本市に帰属するものとします。

ただし、次の場合、本市は事前に応募者と協議の上、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

ア 事業者選定過程等の説明を目的とする場合。

イ 名古屋市情報公開条例（平成 31 年条例第 29 号）に基づく請求に基づき、同条例第 7 条に掲げる情報を除いて、公表する場合。

ウ その他、本市が本事業において公表等を必要と認める場合。（優先交渉権者の提案書類に限る。）

(8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとします。

(9) 応募の辞退

応募申込後に応募を辞退する場合は、別紙 6「様式集」様式 16「辞退届」を本市に提出してください。

なお、辞退した場合において、今後、本市の行う業務において不利益な扱いを受けることはありません。

第6章 応募時の提出書類

1. 応募申込書類

以下の書類を提出してください。副本は複写でも可とします。書類No.4～9については、すべての構成企業について提出してください。書類No.10, 11については、該当する構成企業のみ提出してください。

書類 No.	名称	別紙 6 様式集	部数		電子 データ
			正	副	
1	参加表明書兼参加資格審査申請書	様式 4	1	7	Word, PDF
2	グループ構成表及び役割分担表	様式 5	1	7	Word, PDF
3	事業グループ協定書兼委任状	様式 6	1	7	Word, PDF
4	D B グループ協定書兼委任状	様式 7	1	7	Word, PDF
5	法人等概要書 (法人等の概要を含むパンフレットを添付)	様式 8	1	7	Word, PDF
6	法人登記簿謄本（発行後 3 ヶ月以内）及び定款もしくはこれに類する書類	—	1	7	PDF
7	役員名簿	様式 9	1	7	Word, PDF
8	法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書（最近 2 年間の滞納がないことを証明できるもの）	—	1	7	PDF
9	財務状況表	様式 10	1	7	excel, PDF
10	決算報告書（直近 3 ヶ年分）（※ 1）	—	1	7	PDF
11	建築・建設業種の登録・許可を証する書類	—	1	7	PDF
12	「第 4 章 3. 資格要件」に定める設計・建設・工事監理・指定管理・自由提案事業の各業務の実績を証する書類（契約書の写し等）（※ 2）	—	1	7	PDF

※ 1 決算報告書では、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・キャッシュフロー計算書等（連結財務諸表作成会社については連結財務諸表及び単体財務諸表とし、有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しとする）を、公益法人等の場合はこれらに準ずる書類を、それぞれ提出してください。

※ 2 実績を証明する書類の提出にあたり、法人の合併、分社化、提携等により実績を有する者と参加資格確認申請者の名称が異なる場合、その実績が、参加資格確認申請者に移行あるいは引き継がれていることを証明する書類（様式任意）も提出してください。

2. 提案書類

以下の書類を提出してください。副本は複写でも可とします。

書類 No.	名称	別紙 6 様式集	部数		電子 データ
			正	副	
13	提案提出書	様式 17	1	7	Word, PDF
14	提出書類一覧表	様式 18	1	7	Word, PDF
15	誓約書	様式 19	1	7	Word, PDF
16	I 共通事項 (1) 全体方針	様式 20	1	7	Word, PDF
17	I 共通事項 (2) 実施体制	様式 21	1	7	Word, PDF
18	II 整備に関する計画 (1) 整備計画	様式 22	1	7	Word, PDF
19	II 整備に関する計画 (2) 設計整備工程	様式 23	1	7	Word, PDF
20	II 整備に関する計画 (3) 応募者の能力・実績	様式 24	1	7	Word, PDF
21	III 指定管理に関する計画 (1) 基本事項 ア 応募者の取り組み姿勢	様式 25	1	7	Word, PDF
22	III 指定管理に関する計画 (1) 基本事項 イ 応募者の管理運営能力・実績	様式 26	1	7	Word, PDF
23	III 指定管理に関する計画 (2) 管理体制	様式 27	1	7	Word, PDF
24	III 指定管理に関する計画 (3) 公園全体にかかる維持管理計画	様式 28	1	7	Word, PDF
25	III 指定管理に関する計画 (4) 公園全体にかかる運営管理計画	様式 29	1	7	Word, PDF
26	III 指定管理に関する計画 (5) 自主事業施設の運営計画	様式 30	1	7	Word, PDF
27	III 指定管理に関する計画 (6) 指定管理業務収支計画書 ア 総括表	様式 31	1	7	excel, PDF
28	III 指定管理に関する計画 (6) 指定管理業務収支計画書 イ 内訳表	様式 32	1	7	excel, PDF
29	IV 価格提案書	様式 33	1	7	Word, PDF
30	指定管理者指定申請書	様式 34	1	7	Word, PDF
31	対象人件費等計算書	様式 35	1	7	excel, PDF

3. 書類の作成方法

(1) 一般的事項

- ア 提出書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- イ 関係法令等を遵守し、かつ募集要項等に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで提出書類を作成してください。
- ウ 必要に応じて提出書類一覧に記載したもの以外の書類の提示を求める場合があります。
- エ 提案書類については、頁数を付してください。
- オ 提案書類については、分かり易さ、見易さに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を使用してください。

(2) ファイル

A4 判縦型ファイルに綴じてください。

(3) 用紙サイズ

様式集に記載する規格に応じた用紙サイズとしてください。ただし A4 判用紙でない資料については、A4 サイズに折り込んで A4 判縦型ファイルに綴じてください。

(4) 印刷方法

原則、応募申込書類は片面印刷、提案書類は両面印刷としてください。カラー印刷も可とします。

(5) 綴込方法

左綴じとしてください。

(6) 電子データ

書類は、米マイクロソフト社のワード又はエクセルで作成し、そのデータ及び PDF データを保存した CD-ROM 又は DVD-ROM を書面と合わせて 1 部提出してください。

4. プレゼンテーション資料の提出

「第 7 章 2. 選定の方法等」の第 1 次評価の通過者は、第 2 次評価で用いるプレゼンテーション用資料を以下のとおり提出してください。

- ア 提出書類：プレゼンテーション時発表資料 15 部
A3 サイズ 4 枚以内（両面 2 枚可）で様式は任意です。
- イ 受付期間：第 1 次評価通過者にお知らせします。
※ 通知後速やかにご提出いただきますので、予めご準備ください。
- ウ 受付方法：本市へ持参もしくは郵送（締切日必着）

第7章 事業者選定方法

1. 選定委員会の設置

本市は、本事業を実施するにあたり、事業者の選定を適正に行うため、名古屋市都市公園条例第18条の6に基づき、学識経験者等の外部委員から構成する名古屋市公園施設整備等事業者選定委員会を設置します。

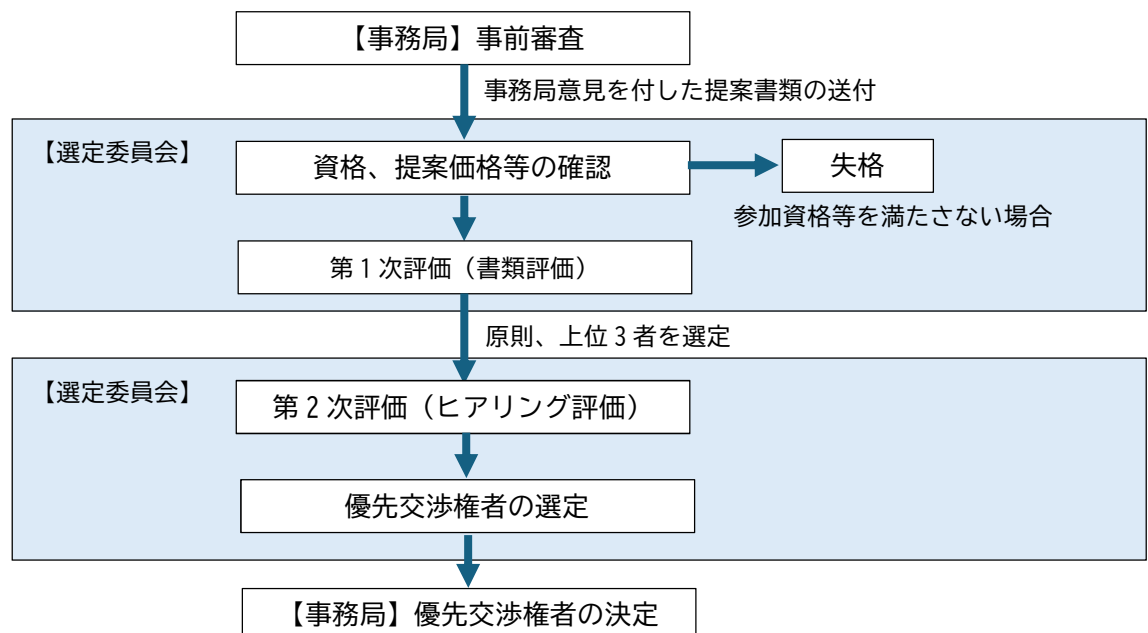
【選定委員会 委員】（敬称略）

	氏名（ふりがな）	所属等
会長	加藤 義人（かとう よしと）	岐阜大学 客員教授
委員	佐藤 久美（さとう くみ）	名古屋国際工科専門職大学工科学部 教授
委員	浦田 啓充（うらた ひろみつ）	一般社団法人日本公園緑地協会 常務理事
委員	橋本 啓史（はしもと ひろし）	名城大学 農学部 生物環境科学科 准教授
委員	福井 佳代（ふくい かよ）	名鉄観光サービス株式会社 営業戦略推進本部 地域活性化推進部 部長
委員	蘆澤 春奈（あしざわ はるな）	仰星監査法人 名古屋事務所 公認会計士

なお、応募者は、優先交渉権者決定前までに、選定委員会の委員に対し、本事業提案に関する接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、当該応募者は失格となる場合があります。

2. 選定の方法等

すべての応募者及び提案書類に対し事務局にて事前審査を行ったうえで、選定委員会において、書類評価及びヒアリング評価を実施し、優先交渉権者を選定します。選定の方法等に関する詳細は、別紙5「選定基準書」を参照してください。



第8章 本市と事業者の責任分担

1. 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が当該リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものです。本事業に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとします。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市がリスクを負うこととします。

2. 予想されるリスクと責任分担

本市と整備運営事業者の責任分担は、以下のとおり想定するものとし、詳細についてはDB請負契約書及び指定管理基本協定書で定めます。

なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と整備運営事業者で協議の上、負担者を決定することとします。

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
共通	募集要項等の不備	募集要項等の誤記、提示漏れ、内容の変更の場合	○	
	契約締結	本市の責に帰すべき事由により契約締結できない場合	○	
		事業者の責に帰すべき事由により契約締結できない場合		○
	許認可等	本市の責に帰すべき事由による許認可等の遅延に関する場合	○	
		上記以外の許認可等の遅延に関する場合		○
	事業計画の変更	本市の責に帰すべき事由による事業内容の変更	○	
		上記以外の事由による事業内容の変更		○
	法令変更	本事業に類型的に又は特別に影響を及ぼす法令等の新設・変更	協議事項	
	税制変更	法人税・法人住民税率等の変更		○
		消費税（地方消費税を含む）率等の変更	○	
		上記以外の税制変更	協議事項	
	第三者損害	本市の責に帰すべき事由により利用者等の第三者に損害を与えた場合	○	
		上記以外の事由（不可抗力を除く。）により利用者等の第三者に損害を与えた場合		○
	物価変動	公募後のインフレ、デフレによる設置管理許可施設への影響		○
	金利変動	公募後の金利変動等による収支の影響		○
設計	資金調達	必要な資金確保		○
				○
	事業の中止・延期	本市の責に帰すべき事由による中止・延期	○	
		事業者の責に帰すべき事由による中止・延期・破綻		○
	不可抗力	自然災害、暴動、感染症の蔓延等、通常の予見可能な範囲を超える場合の業務の変更、中止、延期、臨時休業、協定解除	協議事項	
	設計変更	本市の責に帰すべき事由による設計変更に伴う費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	設計期間の延期及び建設着工の遅延	本市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	要求水準との不適合	計画・設計に関する要求水準との不適合		○
建設	工事費の増大	本市の責に帰すべき事由による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事の遅延・未完成	本市の責に帰すべき事由による遅延、又は完工しない場合	○	
		上記以外の要因による遅延、又は完工しない場合		○
	工事監理	工事監理に関するもの		○
	性能	要求水準の不適合（施工不良等を含む）		○

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
管理運営	業務開始の遅延	本市の責めに帰すべき事由による業務開始の遅延	○	
		上記以外の事由（不可抗力を除く。）によるもの		○
	需要変動	事業者が実施する事業（設置管理許可による施設の運営、自主事業等）の利用者数の変動による収入の増減に関するもの		○
	計画変更	本市の事由による事業内容・用途の変更	○	
		上記以外の要因による事業内容・用途の変更		○
	運営費の増大	本市の責めに帰すべき事由による運営費の増大	○	
		上記以外の事由による運営費の増大		○
	安全・セキュリティ	施設の管理、警備不備等による犯罪（盗難等）、事故等の発生、情報漏洩等		○
	休業	施設や機器の不備、管理上の瑕疵による臨時休業		○
	施設損傷	管理上の瑕疵（事業者の責めに帰すべき事由）による施設、設備、備品等の損傷		○
	維持管理コスト	本市の事由による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大・減少	○	
		上記以外の要因による維持管理費の増大（物価・金利変動に関するものは除く）		○
	運営コスト	本市の事由による事業内容の変更等に起因する業務量、及び運営費の増大	○	
		上記以外の要因による業務量、及び運営費の増大（物価・金利変動によるものは除く）		○
	事業引継ぎ	事業期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状回復及び指定管理者の撤取引継ぎに要する費用に関するもの		○
	性能	要求水準の不適合		○

第9章 契約・指定管理者の指定・許可申請に関する事項

1. 統括責任者及び業務責任者の配置

(1) 統括責任者の配置

優先交渉権者は、事業期間全体にわたり本事業の業務全てを統括する統括責任者を選定し、本市の承諾を得てください。また統括責任者は、代表企業が直接雇用する正社員としてください。

(2) 業務責任者の配置

統括責任者は、DB業務責任者、指定管理業務責任者を選定し、本市へ届け出てください。各業務責任者は原則変更できないものとしますが、やむを得ない理由により、本市が認めた場合はその限りではありません。

2. 基本協定

本市は、優先交渉権者が提出した提案書類の内容に基づき協議の上、本事業の包括的な役割分担等について定めた基本協定を優先交渉権者と締結します。これにより、優先交渉権者は整備運営事業者となります。基本協定の内容は、別紙7「基本協定書（案）」を参照してください。

なお、本市が優先交渉権者と基本協定を締結するに至らなかった場合、原則として、本市は次点候補者と協議を行い、次点候補者を優先交渉権者とします。

3. DB

本市は、DBについてDBグループとDB請負契約を締結します。DB請負契約の内容は、別紙8「DB請負契約書（案）」を参照してください。ただし、契約の締結について名古屋市議会で可決されることが前提のため、議決までは仮契約となります。

4. 設置許可施設の整備

整備運営事業者は、設置許可施設の整備の開始時期までに、整備運営事業者が提出した提案書類の内容、DB請負契約の成果品等に基づき本市と協議の上、本市から施設整備工事にかかる占用許可を受けてください。

原則として、工事占用許可使用料は全額減免とします。

5. 指定管理

(1) 指定管理者の指定

本市は、指定管理の内容について指定管理グループと協議が整った後、指定管理対象施設の指定管理者の指定に係る議案について市会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

指定については、名古屋市公報に掲載するとともに、本市公式ウェブサイトでも公表します。

(2) 協定の締結

整備運営事業者が提出した提案書類の内容、DB請負契約の成果品等に基づき協議の上、指定管理者が行う具体的な業務内容を決定し、整備運営事業者（指定管理グループ）と指定管理基本協定を締結します。

(3) 自主事業にかかる設置管理許可

指定管理グループは、指定管理自主事業により管理運営を行う施設について、運営の開始までに、本市から設置許可又は管理許可を受けてください。指定管理グループは事業期間終了時（設置管理許可等を取り消し又は整備運営事業者が事業を途中で中止する場合も含みます）までに設置管理許可施設について原状復旧していただきます。

ただし、本市が次期事業者を決定し、整備運営事業者と次期事業者の間で、整備運営事業者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について本市が事前に同意した場合は、この限りではありません。

なお整備運営事業者が設置管理許可施設の原状復旧を行わない場合、本市は、整備運営事業者に代わり原状復旧を行い、その費用を整備運営事業者へ請求します。

6. 契約、許可申請等に伴う費用負担

優先交渉権者もしくは整備運営事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約、許可申請等の手続きに要する費用は、優先交渉権者もしくは整備運営事業者の負担とします。